

教育委員会議提出議案

第58号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和元年11月25日  
教 育 長

(理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

## 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人权が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布された。

これにより、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されたため、教育職員免許状に関する規則（昭和53年福岡県教育委員会規則第5号）について所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

教育職員免許法の成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定が削除されたことに伴い、様式の改正を行うもの。

### 3 施行期日

令和元年12月14日

様式第1号その1 (第3条)

教育職員免許状授与母 教育職員免許状授与母 教育職員免許状授与母 教育職員免許状追加申請 教育職員免許状追加申請 教育職員免許状追加申請		年 月 日		福岡県教育委員会		氏名 ⑤		生年月日 年 月 日		現住所 〒		電話番号		現所属 〒		電話番号	
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び申請についての虚偽又は不正のないことを宣誓します。 授与 つきましては、下記免許状の交付を申請します。																	
記 新教育領域の追加のため																	
受けようとする 免許状の種類 幼小中高兼履 1種 特別支援 2種 特別 教育領域 臨時		専修 1種 教科又は 特別支援 教育領域		新規規定		新旧区分 <input type="checkbox"/> 新免許状 (所要資格取得年度 年度) <input type="checkbox"/> 旧免許状		交付日付									

- (注)
- 1 履歴書を添付すること (公立学校の教職員は所長の奥書証明のあるものでも可)。
  - 2 手数料は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県徴収証条例の定めるところにより納入すること。
  - 3 市町村 (中学校組合) 立学校の現職者については、政令市教育委員会又は県教育庁教育事務所を經由して提出すること。
  - 4 学校に勤めている場合は、現所属に学校名を記入すること。

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会

教育職員免許状授与申請書(一括申請用)

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名

(白題)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないことを宣誓し、次の免許状の授与を申請します。

1 申請する免許状の種類

2 教科、特別支援教育領域又は事項

3 履歴事項 フリガナ

氏名

生年月日

本籍地

学 歴

( 県都道府)

年 月 日生

( )

( )

( )

( )

( )

以上の内容に関りのある場合は、当該項目下の( )内に訂正して下さい。

年 月 ~ 年 月 ( ) ( ) ( ) ( )

( ) ( ) ( ) ( )

○ 教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改 正 後

第四章（第七章）（略）

様式第1号その1（第3条）

福岡県教育委員会 殿		年 月 日	
教育職員免許状授与申請書 教育職員免許状交付申請書 教育職員免許状検定申請書 教育職員免許状追加申請書			
本籍地	〒	氏名	昭和 年 月 日
	福岡県 道 府	生年月日	(西暦)
現住所	〒	電話	
現所属		電話	
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び申請に ついての虚偽又は不正のないことを宣誓します。 つきましては、下記免許状の授与 交付 新教育領域の追加の定め を申請します。			
受けようとする 免許状の種類	幼 小 中 高 養 護 特 支 自 立 教 科 等 栄 養 特 支	専修	教科又は特別支援 教育領域
		1 種 2 種 特 別 臨 時	
交付日付	新規規定	<input type="checkbox"/> 新免許状 (所要資格取得年度) 年度)	
	新旧区分	<input type="checkbox"/> 旧免許状	

注) 1 照会書を添付すること（公立学校の教職員は所属長の署名証明のあるものでも可）。  
 2 手帳等は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県制紙条例の定めるところによ  
 り納入すること。  
 3 市町村（中学校組合）立学校の現職者にあつては、該市町村教育委員会又は該教育庁教育事務所  
 を経由して提出すること。  
 4 学校に属していない場合は、現所属欄に学校名を記入すること。

現 行

第四章（第七章）（略）

様式第1号その1（第3条）

福岡県教育委員会 殿		年 月 日	
教育職員免許状授与申請書 教育職員免許状交付申請書 教育職員免許状検定申請書 教育職員免許状追加申請書			
本籍地	〒	氏名	昭和 年 月 日
	福岡県 道 府	生年月日	(西暦)
現住所	〒	電話	
現所属		電話	
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び申請に ついての虚偽又は不正のないことを宣誓します。 つきましては、下記免許状の授与 交付 新教育領域の追加の定め を申請します。			
受けようとする 免許状の種類	幼 小 中 高 養 護 特 支 自 立 教 科 等 栄 養 特 支	専修	教科又は特別支援 教育領域
		1 種 2 種 特 別 臨 時	
交付日付	新規規定	<input type="checkbox"/> 新免許状 (所要資格取得年度) 年度)	
	新旧区分	<input type="checkbox"/> 旧免許状	

注) 1 照会書を添付すること（公立学校の教職員は所属長の署名証明のあるものでも可）。  
 2 手帳等は、福岡県教育職員免許状関係手数料条例及び福岡県制紙条例の定めるところによ  
 り納入すること。  
 3 市町村（中学校組合）立学校の現職者にあつては、該市町村教育委員会又は該教育庁教育事務所  
 を経由して提出すること。  
 4 学校に属していない場合は、現所属欄に学校名を記入すること。

様式第1号その2(第3条)

教育職員免許状授与申請書(一括申請用)

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名 (自署)

印

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定に該当しないことを宣誓し、次の免許状の授与を申請します。

- 1 申請する免許状の種類 ( )
- 2 教科、特別支援教育領域又は事項 ( )
- 3 履歴事項 フリガナ ( )  
氏名 ( )  
生年月日 ( )年 月 日生 ( )  
本籍地 ( )県(都道府) ( )  
学歴 ( ) ( )  
( )年 月 ~ ( )年 月 ( ) ( )

以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の( )内に訂正して下さい。

改正後

様式第1号その2(第3条)

教育職員免許状授与申請書(一括申請用)

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

申請者 住所  
氏名 (自署)

印

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第5号までの規定に該当しないことを宣誓し、次の免許状の授与を申請します。

- 1 申請する免許状の種類 ( )
- 2 教科、特別支援教育領域又は事項 ( )
- 3 履歴事項 フリガナ ( )  
氏名 ( )  
生年月日 ( )年 月 日生 ( )  
本籍地 ( )県(都道府) ( )  
学歴 ( ) ( )  
( )年 月 ~ ( )年 月 ( ) ( )

以上の内容に誤りのある場合は、当該項目下の( )内に訂正して下さい。

現 行

教育職員免許状に関する規則の改正について

成年被後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第十一条

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。（政府に対し必要な措置を講じることを義務付け）



これに基づく措置として

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）

【趣旨】「成年被後見人又は被保佐人」を資格・職業・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を削除し、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化する。

※ 教育職員免許法については、成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定を削除。  
 なお、現行の大学における単位認定、任命権者による選考等の個別審査及び人物、学力、実務及び身体について行う教育職員検定により、教員に必要な能力の有無は判断されるため、規定を削除することによって特段の影響は想定されない。



教育職員免許法の改正（令和元年12月14日施行）

第5条 普通免許状は、(略)に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 ~~成年被後見人又は被保佐人~~ 【削除】  
 三四～六七 【番号繰上げ】



教育職員免許状に関する規則の改正（今回の改正 令和元年12月14日施行予定）

教育職員免許法の改正に伴い、下記様式の「教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号」を「教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号」に改正。

- ・様式第1号その1（第3条） 免許状授与等申請書様式
- ・様式第1号その2（第3条） 免許状授与等申請書様式（一括申請用）